

## 平成 29 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 29 年 7 月 28 日（金）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 1 時 55 分 開会

【事務局（岩井）】 定刻前ではございますが、全員おそろいですので、ただいまから平成 29 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

なお、写真撮影等につきましては、会議の冒頭のみとさせていただきますので、御了承をお願いいたします。携帯電話についても、マナーモード等、御配慮をお願いいたします。

なお、長らく委員を務めていただきました後藤委員ですが、大学の御異動により委員を辞職されました。後任として、本日は所用により欠席されておりますが、豊橋技術科学大学の小口先生が新たに委員として加わっていただきましたことを報告させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部長の田口から挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（田口部長）】 皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しい中、本年度第 1 回の豊田市 PCB 処理監視委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。私は、この 4 月から豊田市の環境部長をしております田口と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、昨年 8 月に改正 PCB 廃棄物特別措置法が施行されまして、処理完了期限の 1 年前の処分委託の義務化など、処理加速のための措置が講じられまして、豊田市としても掘り起こし調査や未処理業者への指導を進めているところであります。

JESCO 豊田 PCB 処理事業所の稼働は、平成 35 年 3 月 31 日までとなっております。この期限内に処理を完了させるためには、安全かつ順調に稼働することが大前提となります。この監視委員会の役割も、今後ますます重要になってくるというふうに

思っております。

本日は、JESCO からは処理施設の操業状況などについて、事務局からは処理事業における市の対応について説明をさせていただきます。委員の皆様からは忌憚のない御意見をいただきまして、PCB 処理事業の安全・安心な稼働が継続されていきますよう監視していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、委員の皆様の任期につきましてはこの 10 月までとなっております、一部再任をしていただける方以外は、今回が最後の委員会となります。退任される皆さんにおかれましては、これまでの御協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

以上、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。よろしく願いします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

本日、環境省から環境再生・資源循環局廃棄物規制課課長の成田様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 皆さんこんにちは。環境省の廃棄物規制課長の成田と申します。よろしく願いいたします。

本日は、皆様方におかれましては、御多忙のところ、またこの炎天下の中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

また、日ごろから地域の皆様、また豊田市役所の皆様には、PCB 廃棄物の処理の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、松田委員長を始め先生方におかれましては、御指導賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、環境省では、7月 14 日に組織改変を行いました。この組織改変により、環境再生・資源循環局が創設されたところでございます。その中に PCB を担当するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室も併設されたところでございます。

PCB につきましては、昨年の PCB 特別措置法の改正を受けまして、ここ豊田事業エリアにおける処分期間は、安定器・汚染物等で平成 33 年 3 月末まで、変圧器・コンデンサー等で平成 34 年 3 月末までとなっております。最も早い北九州事業エリアにおいては、残り 250 日を切り、期限内処理に向けて逼迫した状況であることに比べますと、豊田事業エリアでは比較的時間があると言えますが、それでもやはり差し迫った課題であることには変わりはありません。この処分期間内の確実かつ適正な処

分を推進するために、関係者との連携を強化するとともに、環境省としても体制の増強、支援策の拡充に努めているところでございます。

本日の安全監視委員会におきましては、取り組みの概要についてご説明させていただきます。引き続き関係省庁と連携しつつ、地方公共団体、JESCO、産業界とも一丸となって PCB 廃棄物処理を一日でも早く確実に進められるよう全力を尽くしてまいりますとともに、その前提といたしまして、処理の安全性の確保を徹底してまいりたいというふうに考えております。

本日は、皆様の活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理事業部長の吉口様においでいただいておりますので、挨拶をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【JESCO（吉口 PCB 処理事業部長）】 お世話になっております。JESCO 本社で PCB 処理事業部長をしております吉口でございます。

松田委員長を始め委員の皆様方、豊田市、東海4県、環境省、関係の皆様方におかれましては、平素より豊田処理事業所における事業推進につきまして御指導・御支援をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、弊社より豊田事業の状況報告といたしまして何点か説明をさせていただきます。

まず、定例の御報告になりますが、豊田施設における操業に関しまして、トランス類、コンデンサー類等の昨年度の処理実績を御説明いたします。昨年度中にトランス類は8割を、コンデンサー類は7割を超える進捗を達成し、おおむね順調に処理は進捗しているところでございます。

次いで、周辺環境の影響の状況、処理に伴い発生します運転廃棄物の保管と処理の状況、施設搬入までの収集運搬の状況、地域の皆様方への情報公開や情報発信の状況、そしてさらに他の事業所との間で進めています処理対象物の地域間移動の状況につきまして御説明をいたします。

続いて、施設の健全性と稼働の安全性を確保するための中長期保全計画に基づきます昨年度の取り組み結果と、前回のこの委員会で御説明をいたしました手動ダイヤフラム弁からの蒸留塔還流液の漏洩トラブルに関しまして、その後の拡大調査の結果に

つきまして御報告申し上げます。

その他、処理完了に向けまして、今後は通常の PCB 廃棄物とは一部性状が異なる対象物につきましても処理を進めていくことが必要となっております。一部ポリ塩化ナフタレンを含む PCB トランス油が確認されましたので、技術的な適用性を評価した上で処理を進めたいと考えてございます。本日は、今後の進め方を御説明いたします。

この豊田事業エリアのトランス類、コンデンサー類等の処分期間は、33 年度末まで、計画的処理完了期限は 34 年度末までとされております。JESCO といたしましても、この事業の最後まで完遂に向けまして、関係者の皆様の御理解と御指導のもと、本社、事業所が一体となりまして、安全・確実でかつ一日でも早い処理を目指しまして、さらなる努力を続ける所存でございます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局（岩井）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表が A 4 サイズ 1 枚ずつございます。

資料が、資料 1、資料 2、資料 3 - 1、資料 3 - 2、「豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」と書かれた資料、それから資料 4 のパワーポイントの環境省廃棄物規制課の資料、以上になります。

そして、委員の皆様のみとなりますが、その他資料としまして「平成 28 年度第 2 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録」も配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料等ございましたら事務局までお申し出ください。

それでは、ただいま以降の写真等の撮影は御遠慮いただきたいと思います。

本日は、A 委員、B 委員、C 委員、D 委員が欠席されておりますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第 6 条第 2 項に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告いたします。

では、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第 5 条により委員長が務めることとなっておりますので、松田委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいま御指名いただきました松田でございます。どうぞよろしく願いします。

本日は、大変お暑い中、御参集いただきましてありがとうございます。

それでは早速、議事次第に従いまして、まず議題 1「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操

業状況報告について」、JESCO から御説明をお願いいたします。

【JESCO（石垣所長）】 JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから、資料 1 について御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料 1 のまず 1 ページ目をごらんください。平成 28 年度末までのこの豊田での処理実績ということで、一覧表にまとめさせていただいております。

昨年度は、11 月から 12 月にかけて定期点検を実施したということで、実績がゼロになっております。11 月は月の半分ぐらい操業がございましたので、若干の実績は上がっておりますけれども、12 月はゼロになります。

それから 1 月、定期点検が終わって設備の立ち上げに入りましたが、前回御説明しましたとおり、立ち上げ時にダイヤフラムバルブからの漏洩が起きたということで、一時立ち上げを中断しております。その影響もございまして、この実績については中間処理完了ベースで記載をしておりますので、トランス類については処理が完了したものの実績はございませんでした。したがってゼロということになっております。コンデンサーについては、再立ち上げを行ってからの実績が上がっております。処理実績としては非常に少のうございしますが、2 月以降、順調な操業が続いておるという状況でございます。

個別では、まず車載トランスでございます。これにつきましては、おおむね年間約 60 台ということで、平成 26 年度に改造工事を実施した以降、処理促進ということで継続的に安定した処理が続いておるという状況でございます。基本計画の変更によって、一部車載トランスについてはほかの事業所でも処理をしていただくということになっておまして、今のこのままの状況で続けば、この豊田での車載トランスの処理についても期限までには完了する見込みであるという状況でございます。

あと特筆すべきところでは、コンデンサー類の 10 kg 未満の小型機器でございます。昨年度、合計で 2,103 台ということで、過去の実績に比べても相当の処理の促進が図られておるという状況でございます。これは改造工事実施後、処理ができるようになったということと、搬入も促進をして処理の推進を特に図ってきたということから、処理実績が上がっておるという状況でございます。

そのほか PCB 油、保管容器につきましても、操業自体は継続的に行えておるという状況でございます。

続きまして、2 ページ目につきましては、本来のこの豊田事業の対象エリアであり

まず東海4県の処理実績ということで記載をさせていただいております。この表は、あくまで東海4県エリア内ということで、他事業所で処理をしていただいた実績もこの表には含まれておるという状況でございます。

まず表-2、事業場数はトータルで9,960事業の御登録をいただいておりますという状況でございます。前回の監視委員会の際には、この事業場数は9,855とお伝えしております。それから約100件ほど事業場がふえておるという状況でございます。新たな廃棄物が見つかった、あるいは掘り起こし調査、まだこれから本格的にかかってくるということではございますけれども、その中で処理対象物が新たに見つかったものもあるという中で、この事業場数もふえたという形での数字になっております。

その表の一番下、表-4でございます。進捗率につきましても、事業場数91.8%と記載されておりますけれども、前回の監視委員会の際には92.2%という御報告をさせていただいております。進捗率としては下がった状況にはなっておりますけれども、今後もこれからその掘り起こし調査等々が本格化してまいります。その際には、表-2にありますJESCOの登録実績の数字も基本的にはふえていく方向になるだろうと思います。この辺の調査の進捗を踏まえて、全体として長期処理がどうなっていくかというようなところについては、次回以降の監視委員会でその概要を御説明させていただきたいと思っております。ちょうど1年前の監視委員会では、長期処理予測ということで数字を御報告させていただいております。このときは、北九州での実績を踏まえ、登録いただいている約1割の処理対象物の増加が見込まれたということで、その推計値での処理完了見込みということで御報告をさせていただいております。次回以降、新たなその確定に近い数字が出てきた折に、改めてこれについては御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

それから個別では、車載型トランス、進捗率といたしましては57.3%ということで、数字的にはまだ半分をちょっと過ぎたところということではございますが、処理の促進が図られる中で、着実にこの進捗が進んでおるという状況でございます。

そのほか、進捗率があまり芳しくない、例えば10kg未満の小型機器でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今、集中的に処理の促進を図っておるとことで、実績数は上がっております。今後もこの進捗率についてもどんどん上がっていくものと考えておるところでございます。

続きまして3ページに入らせていただきます。先ほどの2ページの表を、トランス

類、コンデンサー類、それから4ページになりますけれども PCB 油保管容器と、大きく3つのカテゴリーに区分けをして、その実績数並びに進捗率をグラフ化させていただいたものになります。先ほど冒頭の挨拶で吉口部長から話がありましたとおり、トランス類では 81.3%の進捗、コンデンサーについては 74.9%の進捗ということになります。それから PCB 油保管容器については、54.1%ということで半分過ぎたところということではございますけれども、これらにつきましても、今後、処理の促進を図っていく、長期処理では処理が終わるだろうと今のところ推定をしております。これについても、確定に近い数字で今後御報告をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、5ページ目になります。周辺環境への影響の状況ということで、分析データを一覧表にまとめさせていただいております。

前回の監視委員会からは、平成 29 年の1月～2月、それから4月、この2つの欄のデータが新たに今回ご提示をさせていただくデータということになります。

いずれのデータについても、管理目標値、あるいは環境基準値等を超過した値は出ていないという状況でございます。

かつ、一番下のグラフでございます。周辺環境中のベンゼン濃度の推移ということで、これについては、スポット的に年平均値の 0.003 を超える値が出るということで、今後、注目をしてその推移を見守っていくということで記載をさせていただいておるグラフということになります。これにつきましても、昨年10月からの分析においては、落ち着いた値になっておるという状況でございます。

続きまして、6ページをごらんください。運転廃棄物の保管及び処理の状況ということでございます。

以前からもお伝えしておりますけれども、この豊田エリアにある PCB 廃棄物の処理とともに、運転を行うに従って発生する運転廃棄物、これについても処理の促進を図らなければならないというふうに考えております。操業当初は、なかなか処理が難しいということから、事業所内の保管倉庫内にためていた運転廃棄物がございます。これらも順次処理の促進を図っておるという状況でございます。

実績につきましては、平成 28 年度、②の表の一番下の欄でございます。まず所内処理につきましては、防護服 1 万 5,000 着、あるいはポリ袋 540 kg と、継続的にこれらのものについても所内処理を進めておるというところでございます。あわせて運

転廃棄物のうち高濃度のもので豊田事業所では処理できないものについては、北九州事業所でのプラズマ処理ということで、昨年度はドラム缶で 120 本の搬出実績がございます。それから高濃度ではなく低濃度の運転廃棄物、これらについては、無害化処理認定施設での処理を促進しておりまして、昨年度、ドラム缶換算で 1,200 本の処理を進めておるとい状況でございます。

7 ページは、運転廃棄物がドラム缶数でどれくらいの在庫量があるかという推移をグラフ化したものでございます。グラフの下限が 1,400 本ということで、非常にまだ本数の多いグラフになっておりますけれども、着実にドラム缶は減りつつあるという状況でございます。例えば定期点検等で操業がとまったときに、一時的にドラム缶がふえる、あるいは運転をする過程で発生する運転廃棄物も一時的にふえるというような状況はございますけれども、継続的にこれらの処理を進めるということで、ドラム缶の数も減りつつあるという状況について御報告をさせていただきたいと思ます。

それから 8 ページになります。収集運搬についてということで、前回の監視委員会以降の収集運搬、あるいは保管時に伴うトラブルについてまとめさせていただいております。

この期間では、1 件の事例が発生をしております。これは 3 月 15 日になります。運搬中に漏洩が発生したと思われる事例ということで、対象物はレントゲンの高圧ユニット、これはコンデンサーになります。これを受入検査で検査した際、油膜らしきものが付着をしていたということで、運搬中の振動等によって油が漏れたものというふうに判断をしております。これについても、豊田市のほうには御報告をさせていただきまして、優先的な処理ということで対応を進めさせていただいております。

続きまして 9 ページになります。地域とのコミュニケーションについてということでございます。

まず (1) は見学者についてということで、実績の表を記載しております。平成 28 年度、若干見学者については人数が少なくなっております。ただ、積極的に地域の皆様を始め御見学いただけるよう御案内をさせていただいております。特に昨年度は、以前の監視委員会でも御報告をいたしました。親子での環境教育ということで、初めてお子さまにこの施設をごらんいただいたということもございます。今後もこれについては積極的に見学をお願いをしていきたいと考えております。

それと②といたしましては、見学会にお越しいただいた方へのアンケートというこ



とで、おおむね御好評をいただいておりますというふうにご判断をしております。

それから（２）周辺自治体への情報提供、御挨拶ということでございます。関係自治体におかれましては、29年の4月、全体の19自治体のうち4自治体の区長が交代をされております。そのため、このJESCOの事業の概要を含めて御挨拶にお邪魔をしておるところでございます。

それから（３）JESCO地域協議会でございます。これも地元の区長に調整をさせていただきまして、8月22日開催の予定となっております。予定といたしましては、操業状況の御報告、なお当日はJR東海の車載型トランスの搬入がございます。この搬入の様子もこの協議会の中で御視察をいただこうかというふうにご判断をしておるところでございます。

それから（４）、これは毎月1回発行させていただいております豊田PCB廃棄物処理事業だよりでございます。これについても、直近は7月6日になります。継続した発行を行っており、地域の皆様にはごらんいただいておりますというふうにご判断をしております。

続きまして10ページでございます。基本計画の変更によって、PCB廃棄物を他事業所でも処理をする、あるいは他事業所のエリアでの処理対象物をこの豊田でも処理をするということでの、地域間移動の実績でございます。

まず（１）は、豊田事業の対象地域から他事業所への搬出の実績ということでございます。

北九州へ搬出する分については、車載型トランス並びに安定器・汚染物等が対象物になります。実績といたしましては、28年度の実績並びに今までの累計実績ということで数字を載せさせていただいております。

それから東京事業所へは、車載型トランスの搬出を行っておりますということで、昨年度は8台の実績がございます。累計で10台ということになります。

それから大阪事業所へは、同じく車載型トランス、これも昨年度は8台、それから炭化コンデンサーについては30台の搬出実績がございます。累計でそれぞれ18台、それから80台の実績ということになっております。

それから（２）豊田事業対象地域外からの搬入実績ということでございます。具体的には、大阪地域のポリプロピレンコンデンサーになります。昨年度は1,938台の処

理実績がございます。累計で 2,905 台。今後も継続した地域間移動による処理を進めていくというふうに考えております。

それから（3）、これは豊田事業エリア内を PCB 廃棄物を積んで移動するトラックの通過台数を記載させていただいております。表がございます。東京事業対象地域から北九州事業所へ搬入する場合、通過便数としては昨年度は 47 便、累計で 85 便。それから豊田事業の対象地域から大阪へ運搬するものについては、昨年度の実績は 7 便、累計で 17 便。それから豊田事業対象地域から北九州へ運び出す便については、昨年度は 70 便、累計では 84 便ということです。

それと、11 ページでございます。これは毎回載せさせていただいております。運搬車両から GPS の発信装置を使って現在どこにいるかという位置を地図上にプロットした図面でございます。これは具体的に JR 東海の車載型トランスを北九州へ運搬する際の GPS の画面になっております。このように、常に運搬中の異常がないかどうかという確認を JESCO としても行っておるという状況でございます。

引き続きまして 12 ページ、7 といたしまして中長期保全計画の取組状況ということでございます。

以前にも御報告しております。処理期限が延長されたということで、中期保全計画として平成 27 年度から 29 年度、今年度が最終年度ということになります。3 カ年度にわたって、事業終了まで設備が健全に稼働するための経年劣化対応工事を実施させていただいております。これについては、通常の定期点検とあわせて行っておりまして、その概要をこの資料にまとめさせていただいております。

まず、中段上の表でございます。この中長期保全計画で昨年度 1 年間で実施を予定した点検項目数、トータルで 1,030 項目という項目を上げさせていただいております。このうち、予定どおり実施したものが 991 項目、96.2%のものは予定どおり点検等をさせていただいております。その下は、予定項目のうち延期した項目、合計で 39 項目でございます。その下は、中止した項目、これはございませんでした。それと、もともとの予定になかったけれども追加で実施した項目として 364 項目、合計で 1,355 項目の点検を実施しておるということでございます。

全て御報告するというのは難しゅうございますが、その下に具体的な中身、代表的なものを上げさせていただいております。

まず、昨年度に点検・整備を計画して、予定どおり実施した主な項目ということで

ございます。

1 項目目として、排気処理及び排気等のモニタリング関係でございます。第 1 オイルスクラバーの点検、あるいは部品交換。第 3 油冷却器の交換。それからオンラインモニタリング装置についても、全く新しい装置に更新をしております。それから第 3 活性炭吸着槽の活性炭の交換。

あと、用役設備関係では、冷却塔、これもかなり経年劣化でさびが発生しておるといことで、部品交換等々、大規模な改修工事を行っております。

それから蒸溜設備関係では、第 2 蒸溜塔のリボイラー、あるいはコンデンサーの開放点検。腐蝕あるいは閉塞、こういったことが起きていないかどうかという点検を行っております。

あと電気設備関係ですね、ITV 制御盤内の部品交換、こういったことを予定どおり実施をしております。

その下、27 年度にもともと予定していたものを延期して、1 年おくれになりますけれども 28 年度に実施をしたものを代表的に上げさせていただいております。

まず、攪拌洗浄槽。ケーシングカバー用の O リング交換。27 年度に一部の槽については実施をしましたがけれども、点検の結果、1 年おくらせても大丈夫だろうというものについて 28 年度に実施をしたものです。

それから 13 ページ、メインリフターでございます。所内で廃棄物処理するものを移動させるリフターということになります。制御盤内部品交換。これも点検をしたところ、まだ緊急を要する状況ではないということで、28 年度に予定していたメインリフターのセンサーとかベアリングの交換、これと同時期に点検をしようということで 1 年おくらせたというものでございます。

それからその次、27 年度に実施を延期して、28 年度も延期した項目。代表的なものとしては、給排気処理設備のうち、特殊コンデンサー解体エリア用の活性炭吸着槽がでございます。これは外部に排気をするためのセーフティネットの活性炭ではなくて、エリア内の揮発した PCB を活性炭吸着して再度施設内へ戻すと、こういった循環用の活性炭でございます。これにつきましては、定期的に入りの PCB 濃度、並びに活性炭の出側の PCB 濃度を測定しております。これによって、当初の設計以上に活性炭の劣化が遅いということから、まだ交換しなくても大丈夫だろうという判断で延期をしたというものでございます。

それからその次でございます。計画にはなかったけれども 28 年度に行ったものの大きな項目でございます。

1 つ目が、第 1 蒸留塔の真空ユニット。これについては、真空ポンプ用モーターの交換、メカニカルブスター用モーターの交換ということを行っております。これについては、平成 28 年度の春の点検、あるいは前年度の秋の点検、こういったところで異常音が確認されたということから、追加をして実施したというものでございます。

それから真空超音波設備。これについては、超音波の振動子でございます。この交換について、前年度の点検において劣化が確認されたということから、予定になかったものを実施したということでございます。

あと破碎機（大）のオイルフィルタユニットの交換。

あるいは溶剤除去塔の真空ユニットにおきましては、ドレン配管のフレキシブルホースの交換、あるいは電磁弁の交換。

パレタイザ。これは解体した金属部材をつかむマジックハンドのようなものでございます。これについては、パイロットチェック弁とか比例弁の交換と、こういったことを当初予定になかったけれども追加した項目として行っております。

それから、13 ページの一番下でございます。28 年度に点検・整備を予定していたが延期をした項目ということでございます。

真空超音波設備の排液ポンプの排液配管の清掃でございます。これについても、配管閉塞というような傾向が確認されなかったということから、延期をしております。

それから 14 ページ、最後になります。真空加熱装置でございます。第 1、それから第 3 の真空加熱装置の真空ポンプ用サイレンサー、あるいは各設備のレベル計、圧力伝送器交換といったもの、これも点検・確認を行ったところ、緊急の交換の状況は発生していないということから、延期をしたということでございます。

その次、15 ページでございます。平成 28 年度実施の主な設備保全項目ということでございます。先ほど御紹介したもの、あるいは御紹介してないものもございませうけれども、こういったところの点検を行ったかというところをこの豊田事業所の処理フローに落とし込んだ図でございます。御参考までに見ていただければと思います。

それから 16 ページになります。平成 29 年度、今年度実施を予定しております主な保全項目ということでございます。

既に 6 月に春の定期点検が終わっております。まだ定期点検の取りまとめ中という

ことで、一部点検をもう既に実施したのもございますけれども、本格的にはことしの秋、11月～12月にかけて、これらの点検を実施していくということになります。これについても、フローに落とし込んだ図面ということで、御参考までにごらんいただければと思っております。

それからその次、17ページ、A4のカラーのZ折りのものがございます。これも毎回御提示させていただいております中長期保全計画のリストでございます。これは抜粋版でございますけれども、このように各点検項目をリスト化し、いつの時点で保全を行うか、その保全が計画どおり実施したかどうかというようなところを、この一覧表でまとめて管理をしておるという状況でございます。これについても、御参考までということで付けさせていただいております。

続きまして、19ページになります。前回の監視委員会で御報告をしておりますが、ことしの1月に発生しました設備立上時の手動式のダイヤフラム弁からの漏洩事故でございます。これについて、その後の対応状況について御報告をさせていただきたいと思っております。

前回からかなり時間がたっておりますので、もう一度この漏洩について概略をお話しいたします。

第1蒸留塔の還流ライン、大体液の温度が87℃ぐらいという温度でございます。この液が流れるラインに設置されております手動式のダイヤフラムバルブ、このバルブは通常、今まで点検は行っていないバルブで、隣にあります自動バルブを点検・整備するときに液を止めるためのメンテナンス用のバルブでございます。ここから還流液が漏洩したということでございます。

漏洩の原因といたしましては、19ページの一番下、漏洩原因の推定というところに記載をさせていただいております。

このダイヤフラムバルブが設置されている中で最も高温の流体が流れている場所ということでございます。こういった状況から、温度による熱ストレスによってこの手動式ダイヤフラムを固定していたボルトが緩んだのではないかとということで推定をしております。

この漏洩が起きた後、応急対応といたしましては、20ページの上の(3) 応急対応ということで、この還流液の流れるラインに設置されております手動ダイヤフラムバルブ、このうち常時開で使用されております18個のバルブについて全て調査を行い、

点検を行った結果、一部油の付着が見られたものも含め、この漏洩が起きたダイヤフラムバルブと合わせて2個のダイヤフラムについて膜の交換を行っております。並びに他のバルブについても点検を行い、増し締め等を実施し、そのほかについては問題がないということをお急ぎ対応として実施しております。

それ以降、今後、ほかの場所へも水平展開が必要だろうということで、2番といたしまして、拡大調査という形で今回の春の定期点検に合わせて調査を実施しております。

概略は、数枚めくっていただきまして24ページ、ここに一覧表がございます。まずこの豊田施設の中に手動式のダイヤフラムは幾つあるんだということで、この表の一番右の合計欄の一番下、1,327とございます。合計でこの手動的のダイヤフラムバルブが1,327個あるというのが確認できております。

このうち、これを全てのバルブを点検するというのは事実上不可能ということでございます。したがって、まず、各バルブが設置されているライン、これについてはPCBが基準以上なのか、あるいは基準値以下なのかということで、左の分類のところ、①と②に分けさせていただいております。それと、今回の漏洩の原因が温度であろうということから、流れる流体の温度条件でア、イ、ウ、エということで縦軸で分けさせていただいております。それぞれのラインでどれくらいのバルブがあるかという数を一覧表にまとめております。

まず、80℃以上の欄につきましては、PCBが基準値を超えるラインについてはバルブの設置は一つもございません。今回、1月に漏洩が起きた基準値以下で80℃以上と、薄い緑で塗り潰した18という数字がございます。これは応急措置で点検した18箇所のバルブの数をあらわしております。1月に点検を行ったときは、常時開のバルブだけ調査を行っております。常時開のバルブというのは、常に高温の液体が流れていて、バルブに熱が伝わっている状態のものということで、常時開のものをまず上げさせていただいておりますけれども、今回、拡大調査ということで、常時閉のものも調査を試みようということで、赤で示してございます9個のバルブ、これについて実施しております。

それから、縦軸で（イ）のライン、70℃以上80℃未満、一番温度が高いところの次の高いラインということになります。これについては、PCBが基準値以上のラインをまず抽出して点検をしようということでございます。個数としては、合計で52個、

このうち常時開のものが 19 個、それから常時閉のものが 33 個ございます。この調査の方法といたしましては、今回の拡大調査で 80℃以上で常時閉のもの、これを点検して異常がなければ、常時閉のものは常に温度を持つ液体が流れていない、すなわち熱の影響が少ないだろうということで、ここで異常がなければ、それよりさらに温度の低い（イ）の欄の常時閉のものについては、調査は行わなくても大丈夫なのではないかという判断をしております。したがって、80℃以上の常時閉の点検結果を踏まえた上で、70℃以上 80℃未満のバルブの点検については常時開だけにするか、あるいは常時閉も含めて全て調査をするかというところの計画を立てさせていただいております。

その点検の結果が、前の 22 ページ、23 ページの一覧表になります。

まず 22 ページが、第 1 蒸留塔還流ラインに設置されております手動ダイヤフラム弁の調査でございます。

この調査に当たっては、委託業者のほうにチェックを依頼しております。あわせてバルブのメーカーにもチェックをいただくというような形でダブルチェックを行っております。これについては、番号が 1 から 18 まで、これは開閉状態が「O」とあります。常に常時開のバルブということになります。それから 19 から 27 までは「S」とあります。これは常時閉のバルブでございます。これの点検を行った結果、バルブ等のボルト等の緩みについては確認されなかったという状況がございます。ただし、8 番、26 番のバルブについては、ダイヤフラムを止めておる裏ゴムに一部ひび割れが確認されたということから、この 2 つのバルブについては、膜の交換を念のため行っております。この交換した膜を点検した結果、表面に出ている分については一部ひび割れが確認されておりましたけれども、膜を外して点検した結果、問題がないという状況が確認されたということから、これらについても、ダイヤフラムの膜自体に問題は起きないだろうという判断をしておるところでございます。

それから 23 ページ、こちらについては、10℃程度温度の低いところでございます。常にバルブが開の状態ということでの点検結果、これについても委託業者並びに弁メーカーによるダブルチェックで、問題がないという確認ができておることでございます。

以上の結果から、21 ページに、今後の再発防止対策ということでまとめさせていただいております。

常時閉の手動ダイヤフラム弁は、温度の影響をあまり受けていないこと。それから80℃以上の液体の流れる配管に配置されている常時開の手動ダイヤフラム弁が最も影響を受けやすいということが確認されたという判断をしております。したがって、温度の高いところは今後も定期的な監視をしていくとともに、そのほかの部分については、日常の巡回点検等による監視を行っていくというふうにご検討いただいております。

それから、続きまして 25 ページになります。昨年度搬入されました整流器、これはトランスの一種でございますけれども、この整流器に含まれている油を分析したところ、もちろん PCB の油ではございましたが、この油にポリ塩化ナフタレンという物質が含まれているというのが確認されました。このポリ塩化ナフタレンというのは、廃棄物処理法上、今、規制のかかっている物質ではありませんけれども、経緯のところに書いてございますが、平成 27 年 5 月に開催されたストックホルム条約に基づく締約国会議において、塩素数が 2 以上のポリ塩化ナフタレンについては、POPs 条約の附属書 A 及び C に追加されるということが決定された物質でございます。このような状況から、法律上問題はないと言いつつも、本当にこのまま処理してもいいのかという危惧があったということから、現在、処理を一たん見合わせております。これにつきましては、現在、環境省とも相談をいただき、あるいは国の委員会等でも御検討いただいて、有識者の御意見をいただきながら今後の処理を進めていきたいというふうには考えております。

2 の目的のところの 2) に、実はこの豊田だけではなくて、既に大阪事業所で平成 27 年度、このポリ塩化ナフタレン入りの油についての検討がなされております。このときも、大阪事業所としては環境省、あるいは有識者の助言・指導のもと、既に処理を行っておるという実績がございます。これについて豊田事業所でも今、検討中でございます。26 ページの上、2) に書いてございますけれども、各事業所、運転する温度条件が異なっております。豊田事業所の T C B 分離塔でこのポリ塩化ナフタレンが分離できるのではないかとということで検討しましたが、この豊田事業所では一部処理を行わないトリクロロベンゼンのほうにポリ塩化ナフタレンが混入してしまう可能性があるということから、現在、この豊田では、ポリ塩化ナフタレンの処理については T C B 分離塔を経由しないで直接液処理を行うということで検討を進めております。

最終的には、一番最後の 6 番でございますけれども、環境省並びに有識者の指導・



助言を得て、この処理については進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

資料1については以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

大変盛りだくさんの御報告でしたが、何か皆さんのほうから御質疑等ありますでしょうか。

【E委員】 よろしいでしょうか。

【委員長】 はい、どうぞ。

【E委員】 一番最後のポリ塩化ナフタレンの件ですけれども、大阪事業所では処理の実績があるということですので、無理して豊田事業所でやらなくても、大阪事業所をお願いするというわけにはいかないのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 原則、処理エリアというのが決まっております、なおかつ、今後搬入されるものの中に、やはりまだこういったポリ塩化ナフタレンが確認されるものがひょっとしたら出てくるかもしれないという中で、現在、これは搬入物は我々のこの豊田施設の管理区域内で保管をしております、油を抜いてペール缶に保管をしている状況でございます。これをまた搬出して大阪で処理するというのも、また別の問題で難しいことがございますので、何とか原則である豊田エリアの廃棄物については基本的にはその事業所で処理をするということと考えておるところでございます。

【E委員】 わかりました。しかしながら、各事業所ごとでやろうという、また期限が延びるとかいう問題にもつながってくる可能性もありますので、そこはやはりJESCO全体で柔軟な対応をとっていけるような形で、法整備が必要であればまた環境省のお力を仰いで、迅速に国内できちんと処理ができれば一番安全だと思いますので、ぜひともそういう方向性でお考えいただけると我々も安心できるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

【JESCO（石垣所長）】 はい、承知いたしました。

【委員長】 そのほかいかがですか。

【F委員】 関連してお聞きします。これはまだ今後たくさん出てくる可能性があるのでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 今のところ、さらにたくさん出てくるというような情報は、

我々としては持っておりません。ちょっと型が違いますが、今、JR 東海にもう一つあって、ひょっとしたら入っているかもしれないなというものは確認をされておりますけれども、これもちょっとまだ分析をしてみないとわからないという状況でございます。それ以外には今のところは確認されておりません。

【F 委員】 先ほど E 委員からも発言がありましたが、これは 120 リットルとか、もう少しふえて数百リットル、例えばこのプロセスの中に一度入ってしまうと、私が専門的な立場から危惧するのは、非常に沸点の範囲が幅広いので、高沸点のものが洗浄油の中に混じってしまうと、それがごく微量でもずっとプロセス内を循環する可能性がかなり高くなってきます。今ここにある TCB のところは、もともとナトリウムをなるべく節約しようという意味で分けているんですけれども、少量であればそのところを無視してやってもいいんだらうけれども、ただ、高沸点のものが洗浄油のほうに混じるというのは、またちょっと別な問題が出てくると思いますので、ちょっとそこは物性とかをきちっと調べて、そういう可能性を調べてから入れないと、それが永遠に回り続けるという危惧があるので、そこだけはちょっとしっかりと検討したほうがいいと思います。

【JESCO（石垣所長）】 承知いたしました。ありがとうございます。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

では、私のほうからお聞きします。少し前に戻っていただいて、処理の実績、進捗率について少しお伺いします。2 ページの表の一番下にあります進捗率の中で、小型機器の進捗率が低く、またコンデンサー類もでこぼこしておりますが、平成 34 年に向けてこれから先の予測を教えてくださいたいです。これは掘り起こしの結果ともども考えていかなければいけないと思いますが、豊田事業所の中で処理における律速段階がどこにあるのかといったことをもう少しわかりやすく教えていただけませんか。

【JESCO（石垣所長）】 今おっしゃられたとおり、掘り起こし調査によってこれからそんなに大きく数字が変わるというふうには考えてはおりませんが、現時点で一番難しいなと思っているのが、まず PCB の油でございます。これは先ほどのポリ塩化ナフタレンではありませんが、搬入したものの想定外の物質が入っていると、今、処理が保管した状態で進んでいないというものがございます。油として保管されているものには、実は PCB 以外に分析をしてみないと何が入っているかわからないと

いうものがございまして、それらを基本的には保管事業者に分析を依頼するんですが、なかなかそれが、何か入っていたという場合に、本当にこの事業所でこの油が処理できるかどうかという検討を一つ一つ進めていかないといけないだろうというふうに考えております。我々は現在、本社が中心となって、こういった PCB 油、あるいはいろいろな処理困難物、例えば搬出不可能なトランスとか、こういったものは豊田事業エリアにはもう既にはないですけれども、こういった処理困難物の処理について、今、本社が中心になりながら、我々もこの処理の促進に向けて調整をしておるところで、いろんな検討をする中では、今のところ期限内には処理ができるだろうというふうには考えておりますけれども、そのこのところを早く確定させるための対応をしっかりと行っていかなければならないというところが大きな課題かなと考えております。

【委員長】 おっしゃることはよくわかりました。小型機器の処理がなかなか進んでないのは、設備の改良等と関係があるんですか？

【JESCO（石垣所長）】 1 ページ目にお戻りいただいて、こちらの表で豊田で処理した実績がございまして。小型機器の 10 kg 未満というものは、実は改造工事を行う前まで処理ができなかったということがございまして。したがって、平成 25 年度から 66 台ということでやっと処理が始まりました。ただ、処理になれるまでなかなか、それとあと小型機器については今まで登録をしてこなかったものですから、処理ができるとなったとしてもなかなか搬入がスムーズにできなかったということもございまして。そういう意味で、25 年、26 年、66 台、44 台と処理がなかなか本格化しなかったのですが、27 年度から 487 台、それから 28 年度は 2,103 台という形で、劇的に処理台数がふえております。したがって、今、進捗率については、スタートがおそかったということから、まだ 20% 台ということで進捗が出ておりませんが、今後、加速を図ることで、これの処理については、現在我々が確認している登録されている台数からすれば、問題なく処理ができるだろうというふうに考えております。

【委員長】 わかりました。その辺のことをもう少し詳細に言っていただけると良かったと思います。そのほかについて皆さん何かありますか。よろしいですか。

先ほどダイヤフラムの説明をしっかりといただきましたが、ここは今後とも重要点検項目として継続的に見守っていただくのですね。

【JESCO（石垣所長）】 点検項目としては進めていくところではございまして、どれぐらいの頻度でやればいいのかというふうなところはまだ決めておりませんので、

今後、同じことが起こらないような形でしっかり対応していきたいと考えております。

【委員長】 わかりました。これに関して、メーカーとエンジニアリング会社の御見解は何かありましたか。

【JESCO（石垣所長）】 実は、前回漏洩が起きたときに、作業部会でも皆様から御意見をいただく中で、メーカーとしてもなかなかこういったところからの漏洩というのはあまり経験がないというような御報告もございまして、我々としてもどのように対処していくのがいいのかというところが、ちょっと苦慮しているところではございますけれども、実際にこれは発生していますので、しっかり今後、どういう形でやればいいのかというところを、メーカーなり、あるいはプラントメーカーも含めて検討していきたいと思っております。

【委員長】 メーカーから納められた製品の品質のばらつきなどはないですか。

【JESCO（石垣所長）】 済みません。そのところは今のところ確認できておりませんので、ちょっとそういった視点も含めて確認をしてみたいと思います。

【委員長】 わかりました。

どうもありがとうございました。それでは、次の議題2に移らせていただきます。

議題2は「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということで、事務局のほうから説明をお願いします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 皆さんこんにちは。豊田市廃棄物対策課長をしております中野でございます。私のほうから、豊田市の対応について説明をさせていただきます。

では、資料2をごらんください。「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、こちらで記入させていただいております。

前回の安全監視委員会からきょうまで、市は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に計7回立入調査を行っておりまして、その下のところにその状況を書かせていただいております。

2月24日と7月3日に行政検査を行っておりまして、この結果、排出管理目標値及び卒業判定基準未満であることを確認しております。

また5月18日と5月31日、こちらの2回につきましては、豊田事業所へ最初の搬入ということで、このJESCO-EXPRESSとティー・エス・ケーの搬入状況について検査をさせていただいております。廃棄物の固縛状況、車両等への表示、マニフェス

ト等の携行等が適切に行われていることを確認しております。

そのほか3回、無通告による施設運転状況の確認をさせていただいておりますが、いずれにおきましても、稼働状況は適切であり、異常などは認められておりませんので、ここに報告をさせていただきます。

続きまして、2ページをごらんください。平成28年度のPCB環境モニタリング調査について御説明をさせていただきます。

調査地点及び時期につきましては、平成14年度から行っておりますが、大気におきまして3カ所、河川水質と河川底質について2カ所、それから平成16年度からは土壌1カ所を追加して環境調査をしております、表2のほうの場所で行っております、図面的にはその下の図1の調査地点をごらんください。

ここにおきます調査結果につきましては、3ページの表3、それから経年変化につきましては、4ページから5ページにかけての図2から図5までのおりになっております。大気、それから河川底質、土壌につきましては、過去の調査結果の範囲内でしたが、河川水質において、冬季に実施した逢妻男川雲目橋の総PCB量が、過去の調査結果を超過する値、8,600pg/Lでした。

なお、この8,600pg/Lという数値は、全国で行われておりますPCBの調査の範囲内でありまして、また人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として定められております環境基準等と比較しても、きわめて低い値であることから、直ちに環境への影響があるというわけではありません。参考として上げさせていただいておりますけれども、河川水質対象としましては50万pg/L、事業場の排水対象としまして300万pg/Lという基準に対して、今回8,600pg/Lという数値が出ております。

ただ、これまで調査してきた結果を超過しているため、この数字が出た時点で、分析会社に対しまして、この分析値の再確認を求めるとともに、原因究明のために採水当時のJESCOにおきます操業状況やモニタリング調査結果を確認するとともに、逢妻男川の流域でPCB使用機器を所有または保管している28の事業所に立入調査を行いました。いずれも異常は見受けられず、原因は不明でした。原因究明のために、今年度夏季に実施します逢妻男川の河川水質調査の地点数をさらにふやして調査を行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

続いて、5ページをごらんください。3の未処理事業者への立入調査の状況でござ

います。

市のほうは、JESCO と合同で高濃度 PCB 含有機器の未処理事業者に対しまして立入調査を実施して、保管状況を確認するとともに、早期処理を促すために必要な指導を行っております。

平成 28 年度、13 事業者に立ち入りを行いまして、早期処理を指導した結果、現在までに 8 事業者で処理を完了しました。その立ち入りの中で、処理につきまして意思が確認できなかった 2 事業者につきましては、今後とも JESCO とともに粘り強く処理を促してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから 4 といたしまして、PCB 含有機器の掘り起こし調査についてでございます。平成 28 年度に掘り起こし調査によりまして、新たに 5 つの事業者で PCB を含んだトランスやコンデンサーを使用している可能性が判明したために、その事業者に JESCO と合同で立入調査を実施しました。その結果、4 事業者に高濃度 PCB 含有機器があることが判明いたしまして、JESCO への機器登録とか早期処理を促した結果、2 事業者ではすぐに登録をしていただきまして、現在までに処理が完了しております。

今後とも、掘り起こし調査につきまして、PCB 含有機器の保有を発見した場合につきましては、JESCO と協力をいたしまして早期処理を促してまいりたいと思います。

また当市では、今年度末までに、対象となる建物所有者へ郵送等で調査を行いまして、豊田 PCB 処理事業対象物の掘り起こし調査を完了させていく予定でおります。

こういった郵送によるもので未達の場合、届かなかった場合につきましては、現地調査ほか追跡調査を行って、徹底的に対象物を確認してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、豊田市の対応につきまして御説明を終わらせていただきます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の御説明につきまして御質疑はありますか。

【E 委員】 環境モニタリング調査において、逢妻男川の水質で、全体的には低い値なんですけれども、過去から見ると高い値が出たということで、分析会社に関しても再確認を依頼されたというふうに御説明いただきましたけれども、これはその分析値が正しいのかどうかという再確認をされたということで、例えばもう一度河川水を採って分析をするというようなことはされていますでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 そのことを検討いたしましたが、それをや

ろうとした時期は、逢妻男川がかなり濁っておったものですから、それで調査をしましても、濁ったものの中にどういったものが入っているかわからなかったものですから、その時点ではできませんでした。そうしたことから、この夏、もうちょっと細かく地点をふやして調査をさせていただいて、その状況について確認をしてみたいというふうに考えております。

【E 委員】 わかりました。

【委員長】 よろしいですか。

はい、お願いします。

【G 委員】 一つ疑問があるんですが、山之手小学校で土壌汚染のモニタリングをされているみたいですが、そこで調査しようと思った根拠を教えてくださいのと、1カ所しかされてないんですが、ほかにこの近辺だと、土橋小学校とか童子山小学校とか幾つかあると思いますが、ほかのところでは調査することはないんですが。何て言うか、風下になるところじゃないと、私は日々このあたりで生活していると、山之手小学校のあたりは風上になるような気がするんですが。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 その詳しい経過としては今持ち合わせておりませんが、北西の風に対しての風下側でやったのかなというふうに私の中では考えておりました。この件につきましては、確認をして、御連絡をさせていただくなり、次回報告をさせていただくようにいたしますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

今、掘り起こしのお話が少しありましたけれども、掘り起こしでまだまだ PCB が出てきますが、将来ビジョンはどのようになっているのでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 今回の調査におきまして、PCB 機器を使っておる可能性があると言われております昭和 52 年 3 月以前の事業用の建物、こういったものをピックアップさせていただきまして、そちらの建物の所有者にまずは第一義的に御連絡を申し上げて、こういう状況で使っておられる可能性があります、こういった調査等はされておるかどうかを確認させていただきまして、52 年 3 月以前の建物というところはかなり少なくはなっておるかと思うんですけれども、その状況を確認をさせていただいて、そこの方で今でも事業をやっておられる方につきましては、非常に関心も高いと思いますのですぐに返事が来るかというところで、その状況につい

てこちらで情報を蓄積させていただいて、今後の指導をさせていただきます。

昔、事業用の建物であったけれども、今はそんなふうに使ってないよという建物も多々あるかと思えますけれども、そういったものについても、完全に出したものは全てどういう状況かを確認して、PCB 機器があるのかないのかという判断をして、分けをして、あるものについては今後、指導していくということを考えております。

【委員長】 大事なことは、登録されているかされていないかということがまず第一で、登録されていないものをどのようにして調査されるのか、判明したのに対してどのように行政指導されるのかというところがよくわからないのですが。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 掘り起こしのマニュアルに従って、アンケート調査方式で「どういう状況ですか」、「こういったものはありますか」というようなことで、そのアンケートにお答えいただいた状況で区別をさせていただく予定であります。

【委員長】 平成 34 年には JESCO で処理完了していただかなければいけないのですが、その見込みはどのようになるのでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 こちらのほうは 8 月末までに御回答いただく予定で、本日、もう送っておるかと思えますけれども、その結果、返ってきたものについて疑義があるものにつきましては、御指導させていただいて確認をさせていただくなりをして、新たに登録していただかなければならない方につきましては、JESCO と訪問させていただいて登録を促していくということをやっていきたいというふうに考えております。

【委員長】 PCB 廃棄物と、現在使用中の PCB 含有機器との扱いはどのような関係になりますか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 廃棄されて保管しておられるものにつきましては、すぐに処理のほうへの移行をお願いしますし、使用中のものにつきましては、使用期限、それから処理期限等がありますので、そのことを確実にお伝えさせていただきまして、ここまでをやっていたいただかなければ、これは処理ができなくなりますよということで促していきたいと考えております。

【委員長】 その名簿、リストは出来上がっていて、すでに目星はついているということですね。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 掘り起こしですので、今回、千数百件出さ



せていただきますけれども、その方たちからの回答をもとに名簿をつくっていく予定になります。

【委員長】 電気事業法で管理されているものと突き合わせをして、それに基づいて調査もされているのですね。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 はい、それに基づいて、そこの中でうちのほうの台帳に載っていないものがあるならば、そこに立ち入りをさせていただいて状況の確認をしてみたいです。

【委員長】 そこがかなり律速になると思われませんが、これを迅速にやらないと、幾ら JESCO が存続していても処理が追いつかないと思いますが、その辺はどのような見込みですか。これからは豊田市のほうが相当頑張っていたただかないといけないと思いますが、その辺の説明はこの後であるのでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 今回、ここはこの部分で。この後は、PCB 廃棄物処理計画のほうで、昨年特措法の改正がございまして、市のほうの責務も非常に厳しく決められてきたものですから、その中で今後、この処理計画につきましてこういう形で改正をさせていただきますということで、まずは大きな概要を御説明させていただきますまして、今年度中にこの計画の最終版をつくる予定でおりまして、それに基づいて期限までの処理をやっていく予定でおります。

【委員長】 地元の委員の方々いかがですか。何か今のところで要望とかは。

【副委員長】 ちょっと補足してお聞きしたいんですが、前回の資料の中で、各県の掘り起こしの資料が出ました。その中で回答されましたが未回答がありますということで、29 年度までにその未回答が回答になるのかどうか一つ、それが 29 年度は半分過ぎていきますから、未回答の数字が大分出ているんですね、ほかの県でも。ケツは 34 年ということで決めていますので、我々は心配しているんです。29 年度末にまた未回答の数字がこれだけあると出されても、なかなかあとの年数でもって処理できるかなという気がします。

それともう一つ、いつも気になるのが、34 年と決まっているんですが、予備の日程をどれだけとっているのかですね。例えば 33 年度までに一度済ませて、あと予備が 1 年間ありますよ、1 年間の中でその未回答がちょっと出てきても処理できますという話ができるかどうかです。それが心配です。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 各県の追跡調査における未回答のものにつ

きましては、広域の協議会の中で、もう期限が切れておるといふこともお互い認識しておりますので、それぞれが取り組んでいただくといふことで、期限までに確実にやるといふことの合意はとれております。

豊田市も、昨年報告をさせていただいたものにつきましては、今、今年度連絡をとらせていただいて、立入調査等を行っております。それに新たに全件調査といふことで、建物を昭和 52 年 3 月以前の建物といふことに区切って形で再度、最終の調査をかけるといふことをやって、そこでまた未回答のものについては、また立入調査を行って、確実にやっていくといふ方向で考えております。

【副委員長】 掘り起こしといふ話が出たときに、私たちはえーっと思ったんです。それまで進めてきた中で全然そんな話はなかったものですから。掘り起こしをしなければこんな件数が出てきますよといふことを聞いたものですから、それはいつまでにどうなんですかと話したら、29 年度末までに掘り起こしのことについての話を進めますといふことでした。これは 29 年度はもうすぐですから、次回までの間ぐらいに未回答がなくなって回答の数字がふえるのかなといふことで思っていますが。

【委員長】 地元の方の不安な気持ちがありますので、私も大変差し出がましく失礼なことを言うかもしれません。今までずっと PCB 処理では JESCO と豊田市が一体になってしっかりやっていただいたと思います。一方、掘り起こしになるとまた話は別ですね。今までの過去の実績は忘れていただいて、全く新規スタンスでやっていただかないとオブザーバー出席いただいている方々のところでも同じと思いますが、皆さんが苦勞されるところだと思ひます。

現に、環境省の委員会でも、掘り起こし調査が相当大変だったと説明されており、環境省にはもっとしっかり行政指導をやってくれるよう切実にお願いされました。それからすでにもう 1 年以上経っています。

そういうことですので、PCB 処理は新たな局面に入っています。その辺のところを踏まえてしっかりやっていただきたいと思ひます。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 そういった面で、北九州市が非常に先進的に行っておられて、先日も北九州市が名古屋のほうに来られて、そこでいろいろやり方などを教えていただいて、それに沿った形でことしやっていく予定でおりますので、期限までには確実にやっていくように最大限努力をさせていただきたいと思ひます。

【委員長】 前回の委員会のときにも、その辺の話があまり出てきませんでした。今回は期待していたんですが、本当にうまくいくのか心配している次第です。

地元の皆さんのご心配を考えれば、もう少し具体的な数字を出していただきたいと思います。掘り起こしがどのような状況下でどうなっているのかについてはデータがないのでは十分理解されないと思います。

この点につきましては、私は中野課長というよりは前年度課長の責任と思います。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 前回の状況のことをしっかり把握しておりませんので、弁明はできません。ただ、私のほうとして今聞いておる範囲の中で、昨年からの確認漏れのものについては、今年度もう調査は入っておるよということと、それから新たにこれまでの把握ではされなかったものについて、再度ローラーをかけて、全件について本当にはないですねという確認をして、最終的な数字をつかむための調査を今、行っておりまして、その結果をもとにこの後、入っていく予定であります。

【委員長】 大変な仕事で、その努力は認めますが、副委員長がおっしゃったように、こんな状況で平成 33 年までに間に合うのだろうか、どのような実効性でもってやっていただけるのかということ、地元の方々の代表として懸念されたと思います。

この委員会も、豊田市によるしっかりした掘り起こし、そして受け皿である JESCO による安全処理というふうにつなげていただきたいと思います。副委員長、それでいいですか。

【副委員長】 はい、お願いします。

【委員長】 ほかの皆さんはよろしいでしょうか。

【H委員】 今、委員長が言われたのは、たしか私が前回のこの委員会のときに強く言ったんですが、さらにきょうは委員長がもっと強く言っていただきました。これは豊田市だけではなくて、東海 4 県同じ協議会でやっているわけですから、議事録を見ると、国と調整をして、きょうの委員会で報告してくださいと書いてあります。それができないというのはどういうことかなと。これはどんどん、どんどんおくれていくと思います。やはりある程度決めて、そこまでにやりきるという熱意が大事ではないかなというふうに思います。議事録にしっかり載っているんですから、その議事録をもう一度読んで、議題に上げてほしいんです。そうしないと、ずるずる、ずるずるいくだけです。ぜひそういうところを今後とも、委員長の言われたとおりだと思います。

【委員長】 皆さん同じ思いです。この委員会は応援団だと思ってしっかりやってい

ただければ幸いです。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 これ以上延ばすことがないように、確実に期限までに終わらせてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、続きまして議題3「豊田 PCB 廃棄物処理計画変更案について」、事務局のほうからお願いします。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 引き続き説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは資料3-1と3-2をよろしく願いいたします。市のほうはPCB特措法の規定に基づきましてPCB処理計画を策定しまして、市内PCB廃棄物の早期処理、JESCOの安心・安全な稼動に必要な事務を進めているところで、皆さんから言われていることは重々身にしみてわかっております。

昨年のPCB特措法の改正ですとか、国のPCB処理基本計画の変更を踏まえまして、豊田市におきますPCB処理計画の変更作業も現在、進めております。本日は、現段階におきます変更計画の素案の内容などにつきまして御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず資料3-1をごらんください。こちらにある図は、PCB特措法、それから同規則、国のPCB処理基本計画の内容から、豊田市のPCB処理計画で変更が必要な事項について整理をさせていただいたものになります。

一番左側の(1)のPCB廃棄物の発生量、それから保管量及び処分量の見込みにつきましては、現在、精査をしておる最中でございます。それから(2)のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項。この(1)、(2)を特措法で処理計画に定めなければならないというふうにされておることから、こういったものをどういう形で市の計画のほうに当てはめていくかということ、ここの中でごらんいただければと思います。

(1)のPCB廃棄物の発生量につきましては、先ほどから御意見いただいておりますように、まだわかっておらないものですから、現在、それにつきまして掘り起こし調査等で最終的にあとどれだけやらなければならないかというものにつきまして調査中ということで御理解をいただければと思います。

それから(2)の廃棄物の確実かつ適正な処理につきまして決める項目につきましては、PCB特別措置法の細則と国のPCB処理基本計画の内容を整理していきますと、

市の処理計画のほうにつきましては、一番右側の3つ目にありますように、高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄の方針、また保管事業者及び所有事業者に対する指導の方針について定めることとされております。この2つを市の計画のほうに載せるために、修正を検討しております。

そういったものを検討した途中報告になりますけれども、資料3-2のほうに書かせていただいておりますので、こちらのほうをごらんください。

まだこれは全然決定したものではなくて、こういうふうに変えていかなければならないということで、皆さんにわかるように書かせていただいております。こちらで基本的には、訂正線で消してあるものにつきましては削除する部分、それから網掛けになっておるところは追加する部分というふうにごらんいただければと思います。

まず2ページのほうをごらんください。こちらにあります第1章の5の「市計画の変更」につきましては、平成27年度の計画変更後の法改正の状況につきましても追加をしていくことを予定しております。

また、第2章の2「市計画の基本的考え方」につきましても、一部変更をさせていただきたいと考えております。

それから4ページをごらんください。こちらは今年の PCB 特措法の改正によりまして、JESCO の計画的処理完了期限を1年間前倒しとする処分期間内の処理が、保管をしてみえます各事業者に原則として義務づけられましたことから、このような形でわかりやすく書かせていただいたつもりでおります。これまでは、特例処分期限日までということだったんですけれども、今年の改正におきまして、1年前倒しをして処分をするということが義務づけられておまして、この後ろの特例処分期限日というのが、今年の改正よりも前から計画的にいつどれだけやっていくよということが決まっておる事業者につきましては、この処分期間の末日というものの適用を受けなくて、特例処分期限日までに処分すればいいということで、この2つの期限日が存在するというを示させていただいております。そのことを(1)のほうに書かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、平成27年度の計画変更の際に、市内高濃度 PCB 廃棄物の処理完了期限の目標といたしまして、平成30年度末までに全部処理をする目標という形で立てさせていただいておりますが、安定器を始めとしました掘り起こしの調査がまだ完了していないことなどを踏まえまして、完了目標を、改正 PCB 特措法で定める期間、こちら

の表の期間に合わさせていただきたいと思いますので、こちらのほうも変更していく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして5ページをごらんください。PCB 特措法で定める期間内に高濃度の PCB 廃棄物の処理を完了するためには、(3)で掲げさせていただいた流れを確実に実施していく必要があるよということで、これも計画の中で、何をどの辺までに行っているかなければならないかということの流れ図にさせていただいておりますので、こういう形に変更していきたいと考えております。

それから6ページ以降が、先ほど来、お話をさせていただいております PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みということで、現在、これにつきましていろいろ精査をしておる最中でございますので、ここにつきまして数量等が変わってくるということになりますので、よろしくお願いいたします。

11 ページをごらんください。こちらは「PCB 廃棄物の処理の体制の確保のための方策」ということで、(1)で保管事業者の責務、それから(2)で収集運搬事業者の責務が書かれておまして、(3)に市の責務が記載されております。ここの(3)のほうに、前回の計画の中では、5章ということで上げさせていただいております市の責務等を、ここにあわせて入れさせていただいておりますので、16ページのところをごらんいただきますと、第5章の「PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進」、ここも市がやっていく部分ということで、この(3)のほうに全文を入れさせていただきます。再度まとめ直しをして、豊田市としてこういうことを確実にやっていきますよということで、一括で書かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

(3)のイに、「使用中の高濃度 PCB 使用製品の確実な廃棄の方針」について追記をしておまして、ここにあるとおり、期限までに高濃度 PCB 使用製品を廃棄しなかった事業者に対しましては、法の改正によりまして、市は最終的には命令等によりまして廃棄処理を強制していく強制代執行の権限まで盛り込まれておりますので、そういう形をとらなければならなくなってまいりました。しかしこれは強制代執行というようなことにつきましては、あくまでも最後の手段ということで、そこに至らないようにするために、市のほうとしましては製品使用中の事業者に対して立ち入りなどを行って、廃棄が必要なこと、またしなかった場合にはどうなるかを書いた文書等をお渡しするなど、しっかり指導をしてまいりたいというふうに考えておりますので、

よろしく願いをいたします。

主に大きく変えていくところはここの部分になりまして、そのほか用語の修正ですか、記載している位置の変更等をさせていただきながら、大枠としてこのような形で改正をした上で、この後、パブリックコメントなども行っていきまして皆さんの意見を求めて、最終的に今年度内にこれを確定していく予定でありますので、次回の監視委員会のほうではもっと細かく決めたものにつきまして御報告をさせていただきたいと考えております。

以上が、豊田市の PCB 廃棄物処理計画の大まかな改正方向についての御説明となります。よろしく願いをいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして質疑、あるいは御意見ございますでしょうか。

こちらの処理計画案というのは、広域処理の立場できょう御出席いただいている他の県・市の方々とも協議されているのでしょうか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 基本的に、国のほうでつくっておられます廃棄物処理計画に沿った形で、各県もつくっていかれる予定で、皆さん今、つくっておられるかと思いますので、またどこかの機会でその横展開、どういうふうな状況になっておるかにつきまして確認をさせていただいて、とにかく期限までの処理につきまして共同歩調で進めてまいりたいと考えております。

【委員長】 あくまでも豊田市が主体だとは思いますが、さりとてこちらで処理をしていただく以上は、豊田市民の安全を守らなければいけませんので。

【豊田市環境部（田口部長）】 市外の方につきましても、同じように処理をしていただくように働きかけはやっていきます。

【委員長】 先ほどから市民の皆さんが不安に思っているらっしゃる、いつの時点でどうなるのかといったところをしっかりと、お互い情報を出し合って、実効性のある計画で進めていただきたいと思います。

そのほかいかがですか。

【F委員】 この計画書というのは、今、案が出てきていますが、最終的にはどこで決定がされるんですか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 今回のものにつきましては、昨年の改正に基づいて、パブリックコメント等で皆さんの意見をいただくことも行った上で、事務

局のほうで最終的には決めさせていただきたいと考えております。

【委員長】 市議会で決められるのですね。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 期間だとかそういったものの変更ではないので、議会にかけるとのことまでの…、説明はさせていただきますが。

【委員長】 F委員がおっしゃったのは、今回ざっと見せていただいたんですが、実際にはいろいろ御意見等があると思います。それをどの時点で、どのようにオーソライズされるのかということですが。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 この後、この変更計画につきましてもうちょっとまとまった段階で、市議会のほうにも御説明をさせていただいて、今のところ、この計画内容というのが、そもそもの計画期間の変更だとかそういったものではないことから、そういった説明の中で御意見をいただいて、それを反映するというところで決めていくということなんですけれども。そこで議会に上程をさせていただいて、その議会の承認を受けるとまでは考えておりません。ですから、最終的にはまたこういった監視委員会の中でも説明をさせていただいて、皆様からの御意見等も反映させた上で決定をしていきたいというふうに考えております。

【委員長】 そうすると、相当急がないといけないですね。今後の計画はどうなるのですか。次回の監視委員会は10月以降ということですが、あっという間だと思いますが。皆さんから御意見をいただき、またこの委員会でも皆さんから御意見があると思います。これがF委員からの御意見だったと思いますが。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 方向的にきょうお認めいただければ、これをもう少し削る部分は削って、こんな形になりますよということにつきまして、次回の委員会までにお送りをさせていただいて、その場で。

【委員長】 この場で何か意見があったら聞いていただければいいですし、持ち帰っていただいても構いませんが、どのように申し出れば良いのですか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 これは事務局のほうに御連絡をいただければ。

【委員長】 事務局のほうに、期限を決めていただくのがよいと思いますが…。皆さんにも見ていただく必要があると思います。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 もう少しまとまった形のものをお渡ししたほうがよろしいかと思っておりますので、きょうこの方向で認めていただければ、



これを削る部分は削って、つけ加える部分をつけ加えたものにつきまして委員の皆様  
に送らせていただきまして、あとこれにつきましては次回の委員会前までに、期限を  
切らせていただいて御意見をいただいて、それを反映したものを次回の委員会のほ  
うで御提示をするという形ではいかがでしょうか。

【委員長】 どうでしょうか。よろしいですか。

では、そのようにお願いします。できるだけ早めをお願い致します。

【豊田市環境部(中野廃棄物対策課長)】 これは確実にやっていきたいものですから。

【委員長】 地元の委員の皆さんよろしいですか。

【F委員】 1点気になったことがあります。改正案だと、以前のものは事業所を  
整理するところまで期限が盛り込んであったのが、かなり削除されています。それか  
ら、先ほどから委員長等からいろいろ意見が出ているもう少し具体的なスケジュール  
ですね、その部分が少しあいまいになっているような気がするんですが、これはど  
ういうことですか。

【豊田市環境部(中野廃棄物対策課長)】 これまでは、それまでにやりましょう目標  
的なものだったんですけれども、今回の法改正では、逆にそこまでに事業者によらせ  
ること。もしやらなければそれを強制させること。代執行も含めてそれが全て豊田市  
の責任においてやらなければならないということになってきたものですから、その  
部分で、そのやり方についてこの中で記載をさせていただいて、逆に言うとその期  
日が目標ではなくて、ここで言われる最終期限までに確実に保有をしておられる事  
業者に全部やらせなさいということが、私たちのほうの責任においてやらなければなら  
なくなってきておりますので、ちょっと書き方が変わっておるかと思えます。

【F委員】 例えば5ページに、計画を達成するために、ずっと矢印で流れが書いて  
ありますが、四角の各項目を達成するものとするところとあって、前のところに処分期間の  
末日までとありますが、例えば掘り起こし調査の完了も、じゃあ、これもこういう処  
分期間の末日に終わればそれでいいんですかと、こういう書き方をされるとそういう  
受けとめ方をしてしまうと思います。そこがさっき私、ちょっとスケジュールが少し  
あいまいになってきていると言った一つの例なんですけれども。そうすると先ほどの  
ような心配が当然出てくると思います。

【委員長】 本当は昨年度の委員会で提示していただくべきものでした。先ほど議事  
録の話も出されましたが、早くやっていただかないと皆さん安心されません。本日

は、広域協議会の皆さんも出席されています。いつの時点までに皆さんの御意見を伺って、どのようにまとめるのか、オーソライズはどうなるのかについてひととおり今日決めていただかないと安心できませんが、どうですか。

広域協議会の委員の皆さんとも調整していただいて、この委員会が終わるまでに皆さんに宿題を出してください。

続きまして議題の4「PCB 廃棄物早期処理促進に向けた国の取組について」ということで、環境省のほうから説明をお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（服部主査）】 環境省廃棄物規制課の服部と申します。私のほうから「PCB 廃棄物早期処理促進に向けた国の取組について」と題しまして説明を申し上げます。

まず最初に、「周知・広報の取組について①」というところから説明を申し上げます。

関係省庁から、業界団体 961 団体に対しまして、処分期間内の早期処理に関する周知徹底について文書を発出しております。

これだけでは足りないということで、チラシを 20 万部以上、また、ポスターを印刷しまして、都道府県市、関係省庁や関係の団体に配布をしております。

また3つ目ですけれども、PCB 早期処理情報サイトに、動画の説明を入れております。これは6月26日にアップされたばかりですけれども、現在、各地で行われております事業者向け説明会でも同じような話をしておりますので、この動画を見れば、ちょっと時間は長いものですが、インターネットで見れるということで、これで説明を初めて聞く方もわかりやすくなるかなと思っております。

4つ目ですけれども、新聞紙面を活用した周知ということですが。主に3月末に行ったものですが、これは北九州の事業エリアはあと1年を切るというタイミングを見計らってこちらで出したものが大きなものです。

また、テレビにおける周知ということで、5月に3つ出しております。こういった取組を行っております。

続きまして、「周知・広報の取組について②」になります。

環境省では、経済産業省と連携しまして、JESCO による説明会を全国 30 カ所で開催しております。既に 12 カ所で今年度はもう終了してはいますけれども、豊田事業エリアに関しましては、静岡市で9月に行われるものと、名古屋市で11月に行われるもの、計2回行われる予定でございます。

説明している内容ですけれども、環境省からポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進についてということで、トップバッターで話をさせていただいております。その他、経済産業省のほうから、電事法に関する PCB 含有電気工作物の早期処理促進についてということと、JESCO のほうからは、PCB 廃棄物の処理について、最後に経産省のほうから課電自然循環洗浄実施手順書ということの技術的なお話をさせていただいております。

開催都市は、ここに掲げているような 30 都市になります。先ほど申し上げましたとおり、12 カ所は終わってしまっていて、主に西側ですね、北九州事業エリアが今年度いっぱいということでありますので、主に西側のほうから始まっておりまして、ちょうどこの中部エリアが秋口、最後は東京のほうで終わるといような形になっております。

続きまして 3 ページに移ります。「政府の率先実行の取組状況」となっております。

取組の状況としましては、各省庁が実行計画を立てております。おおむね全ての省庁で策定と公表を行っています。

高濃度 PCB 廃棄物につきましては、早期の処理委託を実施する方針ということは各省庁とも足並みをそろえております。

処理の状況につきましては、毎年度公表ということですが、環境省におきましては、5 月に公表した次第でございます。

また、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにつきましては、処分期間が今年度ということですので、こういった状況を理解した上で、平成 29 年度中の早期に終了するよう、各省庁で取り組みを進めている次第でございます。9 月、10 月、11 月ぐらいがひとつのターニングポイントかなと考えます。

次に、今後の方針につきまして御説明いたします。

政府全体としましては、関係省庁連絡会議というものを開きまして、進捗の確認を行いつつ、実行計画の実施状況につきまして定期的に取りまとめを公表していく予定であります。

特に北九州事業エリアが今年度いっぱいということですので、平成 29 年度秋ごろに取組状況に関して一定の取りまとめを行う次第です。

名前のとおり、政府が率先しまして早期に処分委託を進めるというこの基本計画の趣旨に鑑みまして、各省庁で実施している最終的な確認を含め、期限内の処理委託の

完了を関係省庁で確認することを目標として進めていきたいと思っています。

続きまして、4ページに移らせていただきます。「環境省地方環境事務所における体制強化について」です。

こちらに関しましては、特に北九州のほうは処分期間が今年度いっぱいというところも含めまして、またこちらの豊田エリアにつきましても期限が差し迫っているということもありますので、地方環境事務所における人員を増員している最中でございます。

今後も、引き続きこちらの廃棄物規制課としましては人員増というものを強く求めていきたいと考えております。

従事する業務というところにもありますけれども、自治体と事業者、JESCO との間に入りまして、先ほどの話にもありましたけれども、掘り起こしであったり、事業者への理解・説明といった皆さんの補助をしていくというような形で業務を増やしていきたいと。定員を増やしていきまして、確実な期限内の処理を目指していきたいと考えております。

続きまして5ページに移りたいと思います。「平成29年度PCB関連予算等の概要」ということで、こちらに6点の事業名を掲げさせていただいております。こちらに書いてあるものを個別にお話しさせていただきますので、次のページをめくっていただければと思います。

6ページの「PCB 廃棄物適正処理対策推進事業」、こちらは自治体の支援ということになっております。

主に、やはり北九州事業エリアが平成29年度末に終わるということで逼迫した状況にあるということから、掘り起こし調査を早急に完了しなければならないと考えております。こちらのエリアに関しましては、下に書いてあります環境省と経済産業省、都道府県市と連携をして、処理期限内に処理を行う、早期処理の完了というものを目指して行っていくということになります。

7ページですけれども、具体的にはどういったものかとなっております。もう一つ追加としまして、環境省の事業としまして産業廃棄物処理振興財団において以下の支援業務というものを開始しております。

1つが、PCB全般に関する相談窓口の設置ということの支援でございます。都道府県市からのPCB廃棄物に関する日常的な問い合わせというものにつきまして、専用の

窓口を設置しております。こちらの資料には連絡先が載ってないですが、産業廃棄物処理振興財団のホームページのほうで確認していただければと思います。都道府県市は事業者専用窓口を案内することも可能ということですので、事業者の方から詳しく教えてほしいということがありましたら、こちらの産業廃棄物処理振興財団のほうに連絡していただくことも可能となっております。

2つ目に、都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援。都道府県市が行う掘り起こし調査の際に、事業者からの問い合わせであったり記入指導を行うといった部分での専用窓口も設置しております。

3つ目が、都道府県市が実施する現地調査、立入検査に対する支援でございます。自治体で行われる現地調査や立入検査、こちらのほうに産業廃棄物処理振興財団の職員が同行しまして、例えば安定器、こういったものが本当に PCB が含有しているかどうかといったものの判別方法につきましても技術的な助言を行うということを決めております。

4つ目ですが、自治体の担当者向けの説明会の開催による支援というものもあります。現地調査や立入検査等の実施手順であったり、PCB 廃棄物の判別方法というものの説明会を自治体で開催した際に、こちらの産業廃棄物処理振興財団の職員が説明に参加するといったものも支援しております。

最後5つ目です。事業者向けの説明会に対する支援。自治体で行います事業者向けの説明会、保管事業者に対しての説明に対して、講師として派遣するということの支援を行います。

先ほどの話にもありましたけれども、掘り起こし調査等はこれからかなり難しいフェーズに入ってくると思います。そういったときに、環境省であったりこちらの事業を通じて産業廃棄物処理振興財団の力を借りて、一日も早く処理が終わるように、早期処理のためにということで、こういったものを活用していただければと考えております。

8ページですが、**「PCB 廃棄物対策推進費補助金」**となっております。

これまでもありましたものですが、継続して行っていくということです。中小企業の支援ということでして、JESCO に払う処理費用の負担分を 70%もしくは 95%の補助を引き続き行っていくということになります。

また、こちらの背景・目的のほうですが、行政代執行の支援というものもあります。

こちらの補助金は、昨年に比べて1億円増やしております。この1億円を3年間で1億円ずつ足していきまして、行政代執行の支援に必要な資金をためていきたいと考えております。環境省から出てくるお金とは別に、使用製品の製造者、要はメーカーであったり、そういったこれまでPCBを製造してきた側のほうからも拠出をしていただきまして、代執行の費用をためていきたいと考えております。

9ページに移ります。「PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費」として、予算立てしております。

JESCOに対する資金の出資ということとして、下の将来の解体撤去と書いてあるところですが、北九州に関しましては、事業終了準備期間が平成31年4月1日から平成34年3月31日までとなっております。平成34年以降、北九州を皮切りに、こちらを含めて各事業所の解体撤去が本格化する見込みであります。そのための費用というもので、補助金のほうで事業費をためているということになります。これは毎年度足していくものです。

10ページに移らせていただきます。「PCB廃棄物処理施設整備事業」となっております。

こちらについても、例年足していくような形なんですけれども、一日でも早く処理を完了するというところで、関係者は総力を上げて早期に処理を行うということになります。操業期間の延長に伴う経年劣化の進行も想定されるということから、経年劣化を踏まえた計画的な点検・補修または更新を行っていくための予算を立てております。豊田の事業所に関しましても、12年たっているということもあります。もう少しで解体するということもありますけれども、その間に適正な処理をしなければいけませんので、経年劣化を踏まえた補修と、そういったものに対する予算を立てております。

続きまして11ページです。「LED照明導入促進事業」になります。

こちらの背景としましては、地域におけるLED照明の導入促進を図ること、それだけではなく、ここにPCBの考えもありまして、PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援するというところで、PCB早期処理を促進するとともにCO<sub>2</sub>の削減を図り、低炭素社会の実現を推進するものです。

こちらに書いてあるものは、単純なLED導入の促進もあるんですけれども、右下の2と書いてあるPCB使用照明器具のLED化によるCO<sub>2</sub>削減推進事業というところをご覧いただければと思います。

国から非営利法人を通じて補助事業者に補助金を出すという仕組みです。事業の実施期間は、平成 29 年度から平成 31 年度となっております。こちらは、12 ページに詳細が書いてありますのでご覧ください。

目的は、先ほどお話したような形ですけれども、単純に LED 照明の交換ということだけではなく、PCB の早期処理を促進するということとして、照明器具についている安定器、これを掘り起こして処理するというを進めるためのものです。対象事業の要件として 1、2、3 と掲げさせていただいております。

1 つ目が、現在使用中の照明器具の安定器に PCB が含有されているということがあります。

2 つ目に、LED 化によって生じる PCB 廃棄物の早期処理が確実であること。

3 つ目が、安定器に含有されている PCB を早期処理するというのと、合わせて LED 化を行うということで低炭素のほうも実現するとなっております。

補助金の交付額ですけれども、非常に大きな額になっておりまして、工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した部分に関しましては、経費の 2 分の 1 の補助となっております。

ただし、この貸付対象につきましては、自治体は含まれていないということで、あくまでも事業者向けの補助の事業となっております。

補助交付団体は、こちらに書いてあります一般社団法人環境技術普及促進協会となっております。現在、二次公募の実施中ということでして、7 月 19 日～8 月 23 日までとなっておりますけれども、今週ちょうど説明会を開いている最中でして、東京、大阪、岡山、北九州では既に終了したんですけれども、最後こちら愛知県の名古屋に 7 月 31 日の 13 時 30 分～15 時 30 分の 2 時間で、名古屋駅のすぐ近くで説明会が行われる予定です。詳細につきましては、こちらの環境技術普及促進協会のホームページを見ていただければと思います。

続いて、13 ページに移らせていただきます。「日本政策金融公庫における貸付制度」ということをございます。

制度対象としましては、こちらに掲げているものですが、どういったものかといいますと、これまで高濃度の PCB 廃棄物、いわゆる JESCO で処理していただくものですが、これに対する補助というものは、処理費に対して 70%～95% というものがございましたけれども、日本政策金融公庫における貸付制度につきまして

は、低濃度についても貸し付けを行うというものになっております。

貸し付けの対象としましては中小事業者ということで、これは今までのものと同じにはなっております。

ただ、対象範囲がちょっと大きくなっておりまして、下の絵にありますけれども、1の保管費用というところと2の運搬費用、さらに3の処分費用というところで、保管、運搬、処分の全てに対して対象範囲としております。

ただ、費用につきましては、処分は JESCO の補助と重複した形ではとれませんので、そこだけ注意していただければと思います。中小企業に対する支援という形でこういったものを掲げております。

環境省からの説明は以上ですけれども、事業者向けの補助・支援、そういったものだけでなく、自治体に対する支援ということで、先ほどありましたけれども、産業廃棄物処理振興財団、こういったものをうまく活用していただきまして、早期処理に向けて皆さんの御協力のほうをお願いしていきたいと考えております。

説明は以上になります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきましていかがでしょうか。

【E委員】 いろいろ支援事業をいただいて、我々事業者としては非常にありがたいんですけども、正直な話、もう少し御配慮いただけるとありがたいなと思うところが幾つかございます。

まず、我々事業者から見たときに、掘り起こしで一番やはり難しいのが、蛍光灯の安定器の掘り起こしになります。弊社としても、2万数千台の蛍光灯の安定器を工場から回収してきまして、分別をして最終的に PCB 含有製品を分けたんですけども、今、情報開示されておるレベルで分別するだけでは、なかなか分けきれない。そこで、産業廃棄物処理振興財団さんのほうにも御協力を願って、今、インターネット等で各メーカーさんから情報開示されている以上の情報をもって分別いただいたというのが実情でございます。

こちらでも、7ページの3で都道府県市が実施する現地調査に財団が協力して助言するというお話がありますけれども、財団がノウハウを抱え込んでいては、財団が来るまで我々事業者は待つてなきゃいけないというのでは非常に困りますので、ぜひそういう PCB 含有製品の判断におけるノウハウ、お持ちであれば、これはぜひ国のほう



が主導的にノウハウの開示をいただいて、事業者がみずから判断できるようなそういうものの整備をぜひしていただきたい。財団が情報を抱え込んでいては、非常に我々として困りますので、ぜひともそれは開示をして、早期処理完了に向けての一助になると思っていますので、そこはぜひお願いしたいと思えます。

今回の LED 照明導入促進事業ということで、使用中の PCB 製品の LED 化に補助金が出るというお話ですけれども、正直言いまして、もう少し早くといえますか、もっと大々的にこの話は情報開示していただきたかったなと。今聞いて、え、そんなのあったのというのが正直なところですよ。

国としては多分、しっかり情報開示されたのであろうと思えますけれども、事業者のほうへの浸透力としてはまだまだ弱いのかなと。第二次募集で 7 月 31 日に名古屋でありますよと言われても、ちょっとさすがに近々過ぎますよねというところで、もう少し早めにこういう情報を事業者に浸透できるようなこともお考えいただきたいなと。

今度はその中身でございます。12 ページの 2 つ目の (1) 対象事業の要件、現在使用中の照明器具の安定器に PCB が含有されていること。使用中器具の安定器と言われても、なかなかこれはわかりません。天井裏にもぐって見なければわからないということになります。その交換をするときにその費用が補助されるというお話ですけれども、我々の実際の事業者のやり方でいきますと、ある程度の年数で一斉に交換をしてしまって、取り外した安定器を、先ほど言いましたようなメーカーの PCB が入っているかどうかの判断基準に基づいて分別をして処理をするという形になりますので、分けてから申請してはいるこの対象には当たらないということですね。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（服部主査）】 こちらにつきましては、どちらかといいますと、PCB が含有されているとわかっている状態で、安定器を費用がかかるといふことにお困りの方に向けての補助というところもありますので、現在、わかっている状態で、これから変えようとされている方に対してのものになっています。先ほどおっしゃったような形のものというのも包括して考えているものではなかったというのは確かだと思えます。

【E 委員】 これでは掘り起こしにならないですね。掘り起こされた後の交換するための補助であって、掘り起こしというのは、今、入っているかどうか分からないものですから、そこを一斉に交換を促すことによって、掘り起こしにつながるんじゃない

のかなど。そういう意味では、事後でも何とか手当てをしていただけるような制度にもう少し幅を持たせていただくと、我々事業者としては率先してCO<sub>2</sub>の観点も含めて交換していったら、なおかつPCBに該当していたものに関しては後から補助金が充当されるということになると、より積極的な交換につながると思いますので、ぜひとも、せっかくつくっていただいた制度ではございますが、もう少し我々事業者の実態に即した補助の与え方というか、対象にしていただけると、もっと使いやすいのになというふうに思います。ぜひ御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（服部主査）】 貴重な御意見ありがとうございます。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 今の御意見に関しましては、我々も同じ問題意識を持っておりまして、率直に言って使いづらいという声は実際に上がっていて、かつ採択率もきわめて低いというようなきわめて強い問題意識は持っております。

それで、もう29年度の予算が始まっていますので、これが今年度内でどこまでできるかというのは、ちょっと考えなきゃいけないと思っております。他方で今、ちょうど我々は30年度予算の編成に向けて作業中の状況でございますので、正直、財務省との関係でどこまで認められるかわかりませんが、今おっしゃった問題意識は我々も重く受けとめておりますので、こういった御意見を踏まえて予算編成に臨んでいきたいと考えております。

【E委員】 ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いいたします。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

【豊田労働基準監督署安全衛生課（山内課長）】 オブザーバーで参加している監督署ですけれども、よろしくお願いいたします。

先ほど来話が出ている掘り起こしの問題で、1ページ目の周知・広報で2番目にチラシ22万部とありますが、これはいつごろの話ですか。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（服部主査）】 こちらの配布につきましては、3月から4月です。

【豊田労働基準監督署安全衛生課（山内課長）】 監督署としても、事業所に出向いていろいろ安全衛生に関して指導する立場なんですけど、あまり見たことがないものから、関係省庁へどんな形でアプローチされていますか。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 関係省庁へ実物をお渡ししています。恐らくその所管業界を通じて回っていると思いますので、労基署さんのほうにはひょっとしたら本省の判断で回っていないのかもしれませんが。

【豊田労働基準監督署安全衛生課（山内課長）】 直接事業所に出向いて、観点は違うけれども掘り起こしの御協力ができればいいかなと思っていますが。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 率直に言って、我々もいろんな人の目に触れる労基署に置いてもらえると非常にありがたいと思っているんですが、他方で、我々は厚労省の中の話にどこまで首を突っ込めるかというのがありますので、もし差し支えなければ、そういう話をさせていただこうかなと思っています。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（服部主査）】 業界団体のほうにも同じような形で、所管している省庁を含めて、協会であったりそういったところから実際の現場におりていくという形になっています。

【委員長】 今の説明は非常にわかりづらいです。どちらから情報がいくのか、豊田市の立場は一体何なんだ。つまり、事業者のほうに直接いくようなルートもあれば、あるいは自治体のほうを介していくという場合もあってダブる場合はいいと思います。しかし、それがもし欠けていたとすると、自治体は一体何なんだということにもなりかねないですね。

周知徹底の仕方をもう少し考えていただきたいと思います。実際の掘り起こしは自治体をお願いしなければいけないわけですから、そこをしっかりとまず第一に考えていただいて、豊田市がやりやすい方法、および愛知県、岐阜県、三重県、静岡県の方々に前もってもう少しきちっと情報をお伝えして効率的に進めていただきたいと思います。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 非常に貴重な御指摘ありがとうございます。いろいろなところから周知徹底の仕方について指摘されておまして、まさに委員長からも御指摘いただいたように、非常に重要な問題だと思っています。

他方で、この問題はまさに北九州エリアを含めて非常に切迫した状態ということで、率直に申し上げて、恥ずかしい話ではありますが、走りながら施策を実施しているという状況で、我々ができの悪い状態のものを自治体さんに出して、その中で自治体の

皆様が四苦八苦しなからやっただいていてというところもあろうかと思ひます。今、御指摘いただいたような意見を我々にどんでん投げかけていただひて、我々は走りながら直しながらやっていきたくと思ひております。

そういった観点から、自治体の方からも、ぜひ率直な御意見を我々に投げかけていただければと思ひておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

【委員長】 この機会に豊田市を皮切りに、きょうオブザーバーで出ていらっしやる皆さんに要望等、あるいは御意見がありましたら御発言していただくとひのはいかですか。

【静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（太田主事）】 静岡県ですけれども、周知・広報については、皆さんからの御意見のとおり進めていただきたいと思ひておりますが、その中で、この資料のチラシを3月にいただひて、とてもいいものをつくっていただひたものですから、県である研修会とか説明会とかそういったものでは適宜配布をしているという状況なんですけど、やっぱりどんでん配布していくとなくなってくるものですから、その中で先日、環境省に問い合わせをしたら、やっぱり在庫はないですよと回答いただひております。コピーをこちらですればいい話なのかもしれないんですけど、周知って短期間だけやっても意味がない話だと思ひますので、長期間の中でやるということを考えていただひて、お金のかかる話ではありますけど、パンフレットとかチラシは、もうちょっと追加で配れるような体制にいただひればなんと。済みません、要望です。お願ひします。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 ありがとうございます。先ほどコピーすればという話がありましたが、コピーするのも含めて御対応いただくとありがたいなというのが一つです。

それから、継続的にやっていかなきゃいけないというのは、御指摘のとおりですので、やっていきたくと思ひております。

御要望や御意見を受ける立場の私どもがちょっと皆さんに御質問させていただくのをお許しいただければ御質問したいんですけど、周知・広報のためにテレビを使うべきという御提案をよく受けるのですが、皆さんそんなにたくさんテレビを見ていますか。また、皆さんがいろいろな物事を判断するときに、テレビからの情報をそこまで重視されているのでしょうか。西日本エリアの自治体さんからテレビを使うようにという要望書をいただくとひのですが、皆さんが御自身の事業や経営の判断をするのにテレビの

情報をそんなに使っているのかなという気がするんですが、どうでしょうか。後ろに座っている方でもどなたでも結構ですが、率直な御意見をお願いします。

【委員長】 私個人の意見でいいですか。

例えば、NHKのニュースの中で取り扱ってもらおうとか。あるいは新聞なんかもいいんじゃないかと思います。新聞各紙の一面の下とか。テレビでしたら環境省がもっと前面に出てくるようなやり方が良いと思いますが。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 実は私も委員長と同じ感触を持っておりました。ご要望としては、テレビのCMを使うというものが多いのですが、皆さんはテレビのCMって見えていますか。あるいはCMを見てそれを覚えて見えますか。テレビのCMという意見が多いのですが、私もそれよりはやはりNHKのニュースで取り上げてもらうとか、そういうのが効くのではないかと考えています。ほかに「いやそうじゃなくて、ちゃんとテレビのCMって効いているんだ」という御意見はありますか。

【委員長】 どうでしょう、皆さん何か御意見ありますか。

【事務局（是枝）】 やっぱり安定器とかそういう見つけにくいものは、探すべき人だけではなくて、社会の常識みたいなものにしないと、掘り起こされてこないと思います。見てもよくわからないし、処理期限までに探し出さないと大変なことになるということをおもひなが知っていないと、そういう意味では、CMというのはやっぱり有効じゃないかなと思います。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 国の立場でこんなことを言っは失礼かもしれませんが、我々は費用対効果ということを考えなければいけません。本当に誰の目にもとまるような、かつ、みんながきちんと記憶するようなCMを何回も打つには、相当の金額がかかります。それを果たしてやるのか、それが優先順位が高いのか、費用効率的なのかについては、行政でやる以上、国民の皆様の税金を使って実施するわけですから、私はよく考えなければならぬと思っています。おっしゃるとおり、国民の常識になればそれに越したことはないです。だけどそれが果たして費用効率的なのかどうかというのは、しっかりと考えなきゃいけないと思うんです。

【委員長】 優先順位がやはり大事ですね。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 これは事業用の建物に使

っていた安定器に関する問題ですから、それを持っている人たちに届けばいいのであって、例えば小学生の子どもが知っていてもしょうがない話なんですね。極端な例ですが、ドラえものの番組の CM で幾ら流してもしょうがないので、CM をやるのだったら、ちゃんと大人が見る番組で打つ必要があります。しかし、大人が見る番組は千差万別ですから、どれだけやれば効果があがるのかをよく考える必要があると思います。

このような観点から、より費用効率的な周知方法はこういったものがあるのかという問題意識で話をさせていただきました。

【委員長】 電気事業協会が主体になって流すやり方もあれば、環境省が主体になってやられる場合もあると思います。対象が一般市民の方たちなのか、それとも事業者なのかによって、やり方は随分違うかもしれませんね。

【E 委員】 事業者の立場で言いますと、テレビ CM でやられるよりは、極端なことを言うと事業者に直接環境省としてレターを出されるほうが、我々としては重く受けとめます。やはりこういう期限があって、いつまでにこれだけのことをやってくださいと、やらなければ国としても処理施設を閉じますというような形で、中小企業を含めて国としてレターを出すというほうが、事業者としてはより重く受けとめると思います。

もし広報的な形で広く周知徹底も含めてテレビという媒体を使うのであれば、委員長がおっしゃられたように、もう少し真剣にとらえるというんですが、いろんな CM の中にぱらっと一つ組み込まれても、印象に残りづらいのと、最近テレビの見方も変わってきて、いろんな媒体を使って録画したものを後で見るということになってくると、皆さん CM を飛ばすんですよね。そうすると CM を投げてあまり意味がない。やはり事業者の中で掘り起こしをしようと思うと、予算が絶対必要になってきます。そういう予算判断をするような経営者の立場の方が見られる場合ですと、やはり CM というよりは、NHK 特集とか NHK スペシャルとかいうような、よほど大きな捉え方をしていかなきゃいけないのかなと。

我々が経験しているところでいきますと、自動車リサイクル法を立ち上げるときに非常にやはり苦労しました。下位ユーザーの方に、ある年度から新車を買うときにはリサイクル料金をいただきますということを周知徹底するとき、こういう特集番組もありましたし、実際、テレビ CM も打ちました。なかなかでも、私はそのときかか

わった担当者の一人ですが、自分で家庭で自動車リサイクル法の CM を見たのは1度か2度ぐらいです。それぐらいしかいき当たりません。ですので、よほど自分の仕事でそれだけ関心があって見ている、1回見たかな、2回見たかなという程度ですので、関心のない方ですと、見ても印象に残らない部分が多いので、なかなか大変なのかなと思います。

先ほどのパンフレットのチラシ・ポスターのお話もそうなんですけれども、環境省だけですと予算が非常に限られてしまいますので、特に今回、電事法でも、高濃度に関しましては登録義務が発生していると思いますので、ぜひ経産省も巻き込んで予算的なものを含めまして、今、そこにもちょうどポスターがありますけれども、蛍光灯の安定器だとなかなか経産省を巻き込みづらいですが、トランス、コンデンサーだと経産省を巻き込めるとと思いますので、ぜひともそちらからも予算をいただけるような形で、枚数が全国でポスター2万枚ということだと、正直言うと我々のところまで届きません。ぜひ届かせていただけるとありがたいです。

掘り起こしに関しまして、LED化に関して言いますと、CO<sub>2</sub>の削減効果の高い、非常に点灯時間の長い照明は、順次予算がついて交換しておりますけれども、何せLEDも非常に高いものでありますし、非常に工場なんかですと面積も大きくて、全部予算が届きません。そうするとやはり頻度の低いところというのは後回しになってしまう。頻度の低い建屋ほど古い建屋で、更新されてない場合が多いです。我々PCB担当からすると、非常にリスクが高いんですけれども、蛍光灯の老朽更新の観点からいくと、優先順位が下げられていてつらい立場であるものですから、先ほど言いましたように、「PCBのほうで後で予算がつくから交換を先にさせてくれ」というふうなことでやれると非常にありがたいなと思うので、そういう観点でもお考えいただけるといいのかなというのと、そういう判断をされる方に届くような広報の仕方をしていただくと、「国からこういうレターが来ました」というほうが、「テレビできのうの夕方の何時にやってたCM見ましたか」というよりは、我々としては会社経営者のほうに説得がしやすいということになりますので、ぜひともそのあたりの観点でも御検討ください。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 貴重なお話ありがとうございます。先ほど私から、環境省の予算に限ったような話をしましたが、確かにPCB処理は環境省だけの事業ではなくて、オール霞が関、政府全体でやっていく話でございますので、経産省と連携、それからオール霞が関だけではなくて、委員長おっしゃ

ったように関連団体を含めて、どこまで広報できるかというところは考えていきたいと思っています。御指導どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

皆さんまだ言い足りないところがありかもしれませんが、最後に、私の方から一言述べさせていただきます。JESCOの安全対策、これは当然です。すでに第二フェーズに入っていると思いますので、各自治体には死に物狂いでやっていただかないと追いつかないところに来ております。ぜひ環境省のほうからも、彼らがやりやすいような仕組みをもう少し考えてあげて下さい。予算措置も、できれば実効性のある予算措置をしていただけるようお願いしたいと思います。

ここに書いてあるお題目のようなものはわかりますが、現場では人手が足りないのではないかと思います。専門知識を持った方を直接派遣してあげるとか、それに見合う分の予算措置をしてあげるとか、あくまでも現場の職員の方々がやりやすいやり方を考えていただきたいと思います。勝手に言いましたが、失礼を承知で敢えて言わせていただきました。

【環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課（成田課長）】 30年度予算編成に向けて検討してまいります。

【委員長】 かなり時間がきてしまいましたが、皆さんの方で何か最後に発言なされたい方はいらっしゃいませんか。

【H委員】 委員長のおっしゃるとおりだと思いますので。

【委員長】 皆さんに大変御協力いただきながら、時間が30分近く延長してしまいまして申しわけありませんでした。

最後に確認ですが、本日の資料は公開させていただいてよろしいですか。

【豊田市環境部（中野廃棄物対策課長）】 結構でございます。

【委員長】 ありがとうございました。では、資料は公開させていただけるということですので、そのようなご対応をお願い致します。

それから、本日の議事録につきましても、これまで同様、速やかな公表のために、事務局で早く作成していただいて議事録案を皆様にお目通しいただき、修正していただいてから、最後に私一任ということでよろしいでしょうか。

では、その形で事務局がホームページで速やかに公表していただくようお願いしたいと思います。



以上で、本日の委員会の議題を全て終了させていただきました。本当に皆様には長時間にわたり御協力ありがとうございました。

事務局のほうにバトンタッチしますのでよろしくお願いいたします。

【事務局（岩井）】 長時間にわたり、松田委員長を始め委員の皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 1 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

午後 4 時 29 分 閉会